

**土浦市・石岡市・かすみがうら市で
新規就農を希望する方々へ**

土浦地域就農支援協議会

平成30年5月

☆農業を始めるまでの流れ☆

① 就農相談窓口にご相談する

市の農業管轄課が就農相談窓口になっています。必要に応じて、市・農業委員会・普及センター・JAの各担当が集まり、相談会を開催します。

栽培品目の選定から研修・農地の確保・資金の準備に至るまで、少しでも不安があることは相談して下さい。相談を重ねる中で課題と目標を明確にし、今後の就農計画を立てていきます。



② 農業の知識・技術を身につける

茨城県には、農業を専門的に学ぶ「県立農業大学校」や、働きながら農業を学べる「いばらき営農塾」があります。また、近隣の先進農家や農業法人等で研修を受けることも可能です。後述の、「認定新規就農者」の認定や、各種支援制度を利用する際に考慮されますので、研修を行い、十分に知識・技術を身につけて下さい。

学校名	所在地	電話番号	概要
県立農業大学校	茨城町, 坂東市	029-292-0010	2年間で実践的な農業を学ぶ農業専門課程の専修学校
日本農業実践学園	水戸市	029-259-2002	2年間の本科の他, 短期間の研修コース等
鯉淵学園農業栄養専門学校	水戸市	029-259-2811	2年間の本科の他, 6ヶ月または1年の研修コース等

いばらき営農塾(農業大学校での研修 申込先: 農業大学校 TEL 029-292-0419)

コース	対象者	期間
水稻入門	新たに農業を始めようとする方や, 始めて間もない方で, 農産物を販売し収入を得ようとする方	5~10月
野菜入門		5~9月, 10~2月

③ 農地・住居・資材・機械等を準備する

農地の貸借・売買には農業委員会を通した手続きをしてください。口約束で貸借を行うとトラブルの原因になる事もあります。また、初めから条件の揃った農地を確保できる事はほぼありません。妥協点を見出すことも必要です。農地が確保できたら、農地近くに住居を求めたり、必要な農機具・資材・施設を購入したりと具体的な準備を進めていきましょう。

④ 農業のスタート(営農生活の開始)

農業を始めてからは、農地の近隣の方々の信頼を得るように心がけましょう。周囲からの信頼が得られないと、作物の出荷や、将来の規模拡大等に支障が出る場合があります。具体的には、「除草を徹底し農地を常にきれいな状態に保つ」、「農地に残渣(ゴミ)を放置しない」、「むやみに野焼きをしない」、「周囲への農薬の飛散に気をつける」、「堆肥や肥料の臭いに留意する」等です。

また、就農相談窓口は、その後も技術・経営面で引き続き相談窓口となりますので、問題が発生した際にはお気軽にご相談下さい。



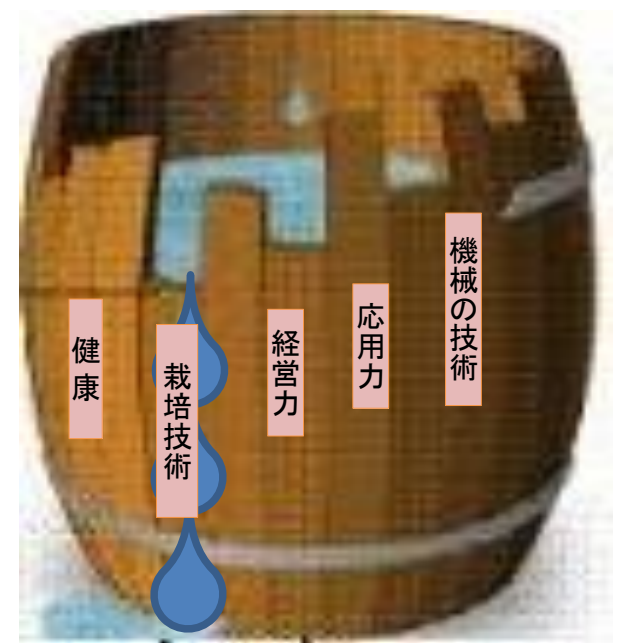
☆農業を始めるにあたって、必要な能力は身につけていますか？☆

- ・栽培技術・・・土づくり・播種栽培管理・防除・収穫に至るまでトータルな知識と技術を持ち、一定の品質・収量が確保できること。
- ・経営力・・・生産資材の調達から、販路の確保、経理、税務申告まで自らが行う能力。
人を雇う場合には、それらを管理する能力も必要になります。
- ・機械の技術・・・機械の使用は勿論のこと、整備・修理もある程度自らが行えること。
また、現状に見合った機械の選定を行い、計画的な購入ができること。
- ・応用力・・・得た知識・技術を自らがやりやすいように、もしくは自圃場に合うようにアレンジができること。
天候・気象条件等の変化に臨機応変に対応できること。
- ・健康・・・健康を損なってはいくら技術・知識があっても、仕事できません。何を差し置いても健康は重要です。

これらの能力は、1つでも欠けると健全な経営をすることができません。能力のうちもっとも不得手な部分に依存した収入しか得られません。

右図の桶のように、最も低い板(能力)の高さまでしか水(収入)がたまらないようなものです。

しかし、これらの能力を身につけて就農希望される方は稀だと思います。従って、本格的な就農の前に、就農準備校や先進農家での研修をお薦めしています。就農後の健全な経営の為に、是非、研修を受けることを御検討下さい。



☆農業を始めるにあたって、これらの点は必ずチェックして下さい！☆

○開業のための資金、当面の生活資金は確保できていますか？

農業を始めるには、種苗代・肥料代・農薬代・資材代等のほか、農地の借地料・農機具・施設の用意など、かなりの出費が必要になります。また、収穫・出荷が始まるまではいくら働いても収入は得られず、出荷を開始しても計画通りの収入が得られるとは限りません。当面の生活費を用意しておくことが肝要です。

○家族の同意は得られていますか？

就農したばかりだとうまくいかない事も多く、資金や労働力の不足に悩まされることも往々にしてあります。そのような時に頼りになり、また精神的な支えになるのは家族です。家族の同意・協力・応援なしに農業で成功を収めるのは大変厳しいと言えます。

○何を作るのか決めていますか？

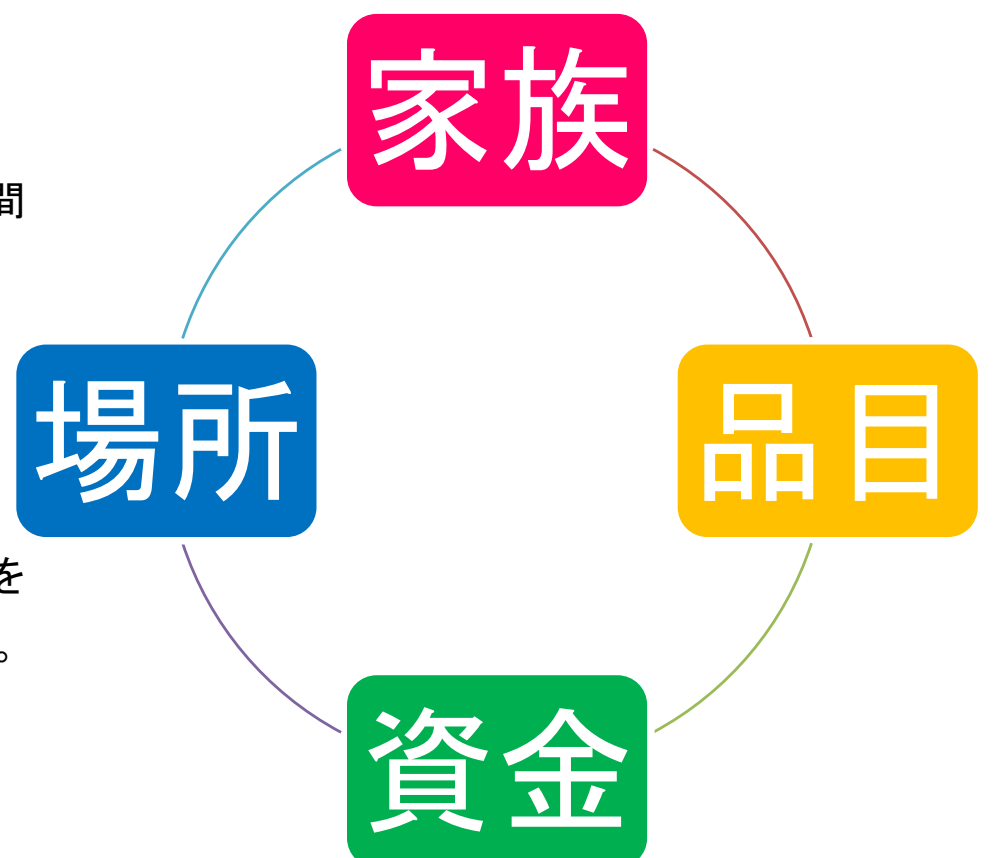
作物ごとに必要な経費・資材・機具等も違えば、労働時間や作業内容も全く異なります。経営計画を立てていく中で、漠然と「農業がやりたい」では話は進みません。

品目を絞って、希望する作物を決めておいて下さい。

○どこで作物を作る予定ですか？

作物ごとに、栽培しやすい環境は決まっています。就農を希望する場所で希望通りの作物が作れるとは限りません。事前に確認する必要があります。

また、自宅からの距離や水の条件(井戸や用水)・日照時間なども事前に確認しておくことをお薦めします。



☆各種支援制度を利用しましょう。☆

行政の各種支援制度を利用するためには、「認定新規就農者」の認定を受ける事が不可欠です。認定を受けるためには、生産する作物や農地・機械の導入、経営収支等の計画(青年等就農計画)を立て、それらの計画を、市町村に認定してもらう必要があります。

<認定新規就農者について>

1. 対象となる者・・・土浦市・石岡市・かすみがうら市に所有もしくは貸借している農地の半数以上を持ち、当該市もしくは近隣市町村に居住している**原則45歳未満**の就農を希望している者。
(45歳以上に関しては、農業に関して特定の知識・技術を有する者)
2. 計画する内容・・・経営作物の栽培面積・生産量・収支計画・所得目標
年間の栽培体系や労働時間の計画
機械・施設・設備等の導入計画
※**就農後5年間の計画**を立てていくことになります。
3. 計画の目標・・・5年後、年間所得250万円以上を目指す。
農業従事日数150日以上(ただし、年間労働時間2,000時間以内)
4. 手続の方法・・・市では年間2回程度、認定審査会を行っています。それに合わせて、所定の申請書様式を就農する市に提出して下さい。市の審査で計画が適当と認められれば、「認定新規就農者」になることができます。
※審査会の時期は各市にお問い合わせ下さい。

「認定新規就農者」に認定されることで、農業次世代人材投資資金(経営開始型)や無利子融資等、様々な支援制度を受けることが可能になります。支援制度の内容については、別紙をご覧ください。

☆相談先☆

平成30年5月作成

土浦市・石岡市・かすみがうら市での就農相談窓口は下記のとおりです。就農の相談を御希望の際にはご連絡下さい。

関係機関名	担当部署	所在地	電話	備考
土浦市役所	農林水産課	土浦市大和町9-1	(代)029-826-1111	
かすみがうら市役所	農林水産課	かすみがうら市大和田562	(代)029-897-1111	
石岡市役所	農政課	石岡市柿岡5680-1	(代)0299-43-1111	
JA土浦	営農部	土浦市田中1丁目1番4号	029-823-7001	
JAやさと	営農流通センター 営農流通部	石岡市柿岡3594-1	0299-44-1661	
JA新ひたち野	営農経済部	石岡市南台3-21-14	0299-56-5802	
県南農林事務所 経営・普及部門 (土浦地域農業改良普及センター)	経営課	土浦市真鍋5丁目17番26号 (土浦合同庁舎内)	029-822-8517	土浦地域就農支援協議会事務局

新規就農者研修施設 朝日里山ファーム

申込先(相談先):石岡市

石岡市に移住し、有機農業で独立就農を目指す研修生を募集しています。石岡市は有機農業が盛んなところ、JAの有機栽培部会員のサポートが充実しています。
当研修施設は、農業次世代人材投資資金(準備型)の需給対象施設です。

<受け入れ要件>

- ・研修開始時の年齢が原則45歳未満の夫婦。
- ・石岡市に移住し、研修終了後、石岡市内で独立営農を目指す方。

<研修内容>

- ・研修期間:2年間、有機農業を学びます。
- ・研修圃場及び機械、施設が無料貸与。

<認定新規就農者が受けられる主な支援>

農業次世代人材投資資金(経営開始型)

申込先:市町村

新規就農する方に対し、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間最高150万円を交付する制度です。

初年度は年間150万円交付。

2年目以降は、資金を除いた本人の前年所得が100万円未満の時は、150万円交付。

前年の所得が100万円以上350万円未満の場合、資金の交付額は変動。

(交付金額=(350万円-前年の所得)×3/5)

<給付要件>

- ・独立・自営就農時年齢が原則45歳未満で、次世代を担う農業者となることに強い意志を有していること。
- ・農地の所有権か利用権を有していること、主要な機械・施設を本人名義で所有しているか借りていること。
- ・生産物や資材の取引を本人名義で行い、経営収支を本人名義の通帳・帳簿で管理すること。
- ・**認定新規就農者**の認定を受けていること。
- ・市の「**人・農地プラン**」に位置づけられている・もしくは確実に位置づけられる予定であること。
(⇒市に、その地域の新たな農業の担い手として認めてもらうことです)
- ・生活保護などの生活費を支給する国の他の事業の助成・給付を受けていないこと。

※「農地の過半を親族から貸借している場合に、その農地を5年間の給付期間中に所有権移転をしなかった場合」や「交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農をしなかった場合」は返還となります。

青年等就農資金

日本政策金融公庫(相談先:普及センター)

認定新規就農者向けの無利子資金制度です。

- ・資金用途・・・施設・機械等の取得、資材購入等の運転資金(農地の取得は不可)
- ・貸付利率・・・無利子
- ・借入限度額・・・3,700万円(特認1億円)
- ・期間・・・償還12年以内、据置5年以内
- ・担保・保証人・・・実質的な無担保(原則として融資対象物件のみ)、無保証人

JA土浦新規就農支援事業

相談先:JA土浦

新たに就農を希望する方への相談から、認定新規就農者になるまでの支援を行います。
さらに、当組合の新規就農支援事業の利用に同意して戴くことにより、就農後の栽培指導や肥料・農業を支援者向け価格での供給、出荷先の紹介、確定申告等の相談等々、農業者として独立出来るようトータルで営農生活をサポートします。

※各種支援制度について、詳細を知りたい方は各相談窓口にご連絡下さい。

<研修中に受けられる主な支援>

農業次世代人材投資資金(準備型)

申込先: 普及センター

就農前の研修期間(最長2年間)の生活安定を支援する資金として年間150万円を交付する制度です。

<給付要件>

- ・就農予定時の年齢が原則45歳未満であり、農業経営者となることに強い意志を有していること。
- ・独立・自営就農又は雇用就農又は親元での就農を目指すこと。
- ・県が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年以上(年間1,200時間以上)の研修を行うこと。
- ・受入の農家・農業法人と過去に雇用契約を結んでいない(給与の支払いを受けていない)こと。
- ・生活保護、求職者支援制度などの生活費を支給する国の他の事業の助成・給付を受けていないこと。

※適切な研修を行っていない、研修終了後1年以内に原則45歳未満で就農をしなかった場合、独立・自営就農を目指す者は就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合等、返還になります。

ニューファーマー育成研修助成事業

茨城県農林振興公社(相談先: 普及センター)

就農希望者が研修を受けようとする際、受入農家側に研修手当や経費の助成として月額100,000円以内が支給される制度です。就農希望者は受入農家から研修手当の支給を受けることとなります。

<給付要件>

- ・親元就農を目指す農家子弟。
- ・農業技術又は経営を実地に研修するための研修を行う市町村及び農業協同組合の団体で研修を行う者。
- ・農林振興公社理事長が指定した受入組織(農家・農業法人・団体)で1年以上の研修を行うこと。
- ・就農予定時の年齢が原則45歳未満で、農業次世代人材投資事業の対象者を除く。
- ・原則として1年間。特認で2年間

特認の要件とは、就農が確実と見込まれる新規就農者が、研修の継続を必要とする場合のこと。

農の雇用事業 (雇用就農者育成タイプ)

申込先: 茨城県農業会議

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等の習得を図る実践的な研修に対して助成される制度です。就農希望者は農業法人等から給与の支給を受けることとなります。

<給付要件>

- ・就農に必要な技術等を習得させるための実践的な研修を行えること。
- ・就農希望者が原則45歳以下で、農業就農経験が5年以内であること。
- ・新たに採用されるもので、研修開始時点で正社員として4ヶ月以上の就業期間があること。
- ・労働保険に加入すること。法人の場合は、厚生年金、健康保険に加入すること。
- ・農業次世代人材投資資金(経営開始型)の対象期間中ではないこと。

JAやさと ゆめファーム

申込先: JAやさと(毎年11月30日締切り)

農外より就農を目指す方を研修生として受け入れ、JAの研修農場で2年間研修を行い、有機農業の生産技術を学びます。研修生は研修終了後、有機栽培部会の一員として独立就農を目指します。

研修中は、農業次世代人材投資資金(準備型)を活用できます。

<受け入れ要件>

- ・毎年度、1組の夫婦を受け入れる。
- ・40歳くらいまでの方。

<研修内容>

- ・JAから研修圃場及び機械、施設が無料貸与され、研修卒業生や有機栽培部会員より技術研修・指導を受ける。